

## 自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」、「装置型式指定規則」等の一部改正について

### 1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認を推進するため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、「バッテリー式電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 158 回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 25 年 7 月 15 日に発効されることとなっています。

これを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」（以下、「細目告示」という。）、「装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）」等を改正する必要があります。

### 2. 改正概要

#### （1）細目告示の改正

##### ① 電気装置（細目告示第 21 条、第 99 条、177 条関係）

「バッテリー式電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

##### 【適用範囲】

- 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）に適用します。

##### 【改正概要】

- 電力により作動する原動機を有する自動車に搭載され、原動機用蓄電池となる充電式エネルギー貯蔵システム（REESS：Rechargeable Energy Storage System）に対して、火炎に対する耐性を検証する耐火性の試験を行い、爆発しないこと等の要件を適用します。
- その他、耐振動性、耐熱性、耐衝撃性、外部短絡保護、過充電保護、過放電保護、過昇温保護及びエミッション（開放式原動機用蓄電池の場合の水素ガス排出量の制限）の要件を適用します。

##### 【適用時期】

- 以下の自動車にこの要件を義務付けます。
  - ・平成 28 年 7 月 15 日以降に型式を取得した自動車
  - ・平成 28 年 7 月 15 日以降に電力により作動する原動機を有する自動車以外から電力により作動する原動機を有する自動車に改造等するもの

##### ② その他

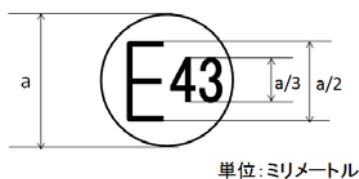
その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされましたので、国内法令も同様に改正を行います。

#### （2）装置型式指定規則の改正

「バッテリー式電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」の改訂に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと）の対象となる特定装置を追加等するため、第 2 条（特定装置の種類）、第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。

【改正概要】

- 第 2 条（特定装置の種類）関係  
「原動機用蓄電池」を追加します。
- 第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係  
「原動機用蓄電池」を追加するとともに、「感電防止装置」について、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。
- 第 6 条（特別な表示）関係
  - ・ 第 3 号様式に定める表示方式について、「原動機用蓄電池」は  $a \geq 8$  とします。



### 3. スケジュール

公布：平成 25 年 7 月 12 日

施行：平成 25 年 7 月 15 日

※ECE 規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_nov12.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov12.html)